

新エネルギー自動車生産企業及び 製品参入許可管理規定

2017年1月6日工業及び情報化部令第39号により発布 同年7月1日施行

第1条 新エネルギー自動車を開発する国家戦略を具体化し、新エネルギー自動車生産活動を規範化し、公民の生命・財産の安全及び公共安全を保障し、かつ、新エネルギー自動車産業の持続的かつ健全な発展を促進するため、「行政許可法」、「道路交通安全法」及び「保留する必要がある行政審査・認可項目について行政許可を設定する国务院の決定」等の法律・法規に基づき、この規定を制定する。

第2条 中華人民共和国国内において新エネルギー自動車を生産する企業（以下「新エネルギー自動車生産企業」という。）及び当該企業が国内において使用する新エネルギー自動車製品を生産する活動には、この規定を適用する。

第3条 この規定において「自動車」とは、「自動車及びトレーラー類型の用語及び定義」国家標準（GB/T3730.1-2001）第2.1項所定の自動車完成車（完成車両）及びシャーシー（非完成車両）をいい、完成車のカーブ・ウェイトが400キログラムを超過する三輪車両を含まない。

2 この規定において「新エネルギー自動車」とは、新型動力システムを採用し、完全に、又は主として新型エネルギーに依存して駆動する自動車をいい、プラグイン・ハイブリッド動力（航続距離延長型を含む。）自動車、純電動自動車及び燃料電池自動車等を含む。

第4条 工業及び情報化部は、全国の新エネルギー自動車生産企業及び製品の参入許可及び監督・管理の実施につき責任を負う。

2 省、自治区又は直轄市の工業及び情報化主管部門は、当該行政区域内の新エネルギー自動車生産企業及び製品の日常的監督・管理につき責任を負い、かつ、工業及び情報化部が参入許可・管理の関連業務を実施するのに協力する。

第5条 新エネルギー自動車生産企業参入許可を申請する場合には、次の条件に適合しなければならない。

(1) 国の関係する法律、行政法規、規則並びに自動車産業発展政策及びマクロ調節コントロール政策の要求に適合すること。

(2) 申請人が既に道路機動車両生産企業参入許可を取得した自動車生産企業であり、又は国の関係する投資管理規定に従い既に投資プロジェクト手続を完了した新規設立自動車生産企業であること。

自動車生産企業であって、製品類別をまたいで新エネルギー自動車を生産するものも、国の関係する投資管理規定に従い投資プロジェクト手続を完了しなければならない。

(3) 新エネルギー自動車製品を生産するのに必要な設計開発能力、生産能力、製品生産一致性保証能力、アフターサービス及び製品安全保障能力を具備し、「新エネルギー自動車生産企業参入許可審査要求」（付属書1を参照する。以下「参入

許可審査要求」という。)に適合すること。

工業及び情報化部所定の条件を具備する大型自動車企業集団については、企業集団が規画を統一し、管理を統一し、相応する監督・管理責任を引き受けることを前提とし、その下部所属企業(下部所属子会社及び支店を含む。)の参入許可条件を簡素化し、「企業集団下部所属企業の参入許可審査要求」(付属書2を参照する。)を適用する。

(4) 同一類別の従来型自動車生産企業参入許可管理規則に適合すること。

第6条 自動車生産企業は、既に「道路機動車両生産企業及び製品公告」(以下「公告」という。)に掲げられた新エネルギー自動車完成車又はシャーシーを基礎とし、新エネルギー自動車製品を改装して生産する場合において、改装がシャーシー、車載エネルギー・システム、駆動システム及び制御システムに影響を及ぼさないときは、新エネルギー自動車生産企業参入許可を申請する必要がある。

第7条 参入許可を申請する新エネルギー自動車製品は、次の条件に適合しなければならない。

(1) 国の関係する法律、行政法規及び規則に適合すること。

(2) 「新エネルギー自動車製品特定検査項目及び根拠標準」(付属書3を参照する。)並びに同一類別の従来型自動車製品関連標準に適合すること。

(3) 国の認定を経た検査・測定機構(以下「検査・測定機構」という。)の検査・測定に合格していること。

(4) 工業及び情報化部所定の安全技術条件に適合すること。

2 工業及び情報化部は、新エネルギー自動車産業発展の実際状況及び関連標準の制定・改正状況に基づき、遅滞なく「新エネルギー自動車製品特定検査項目及び根拠標準」の関係内容を調整し、かつ、施行前に社会に対し公布する。

第8条 新エネルギー自動車生産企業参入許可を申請する場合には、工業及び情報化部に対し次の資料を提出しなければならない。

(1) 新エネルギー自動車生産企業の参入許可審査を申請する文書

(2) 「新エネルギー自動車生産企業参入許可申請書」(付属書4を参照する。)及び関連証明資料

(3) 新規設立新エネルギー自動車生産企業の企業法人営業許可証の写し及び国の関係する投資管理規定に基づき投資プロジェクト手続を行った文書。中外合資企業は、更に中外株主権益保有比率証明を提出しなければならない。

第9条 新エネルギー自動車製品参入許可を申請する場合には、工業及び情報化部に対し次の資料を提出しなければならない。

(1) 新エネルギー自動車製品主要技術パラメーター表(付属書5を参照する。)

(2) 検査・測定機構の発行に係る新エネルギー自動車製品検査・測定報告

(3) その他の説明が必要な状況

第10条 工業及び情報化部は、参入許可申請を接受した後に、申請資料が整っておらず、又は法定の形式に適合しないものについて、その場で、又は5日以内に補正が必要な内容の全部を申請人に対し一括して告知しなければならない。申請資料が整っており、法定の形式に適合する場合には、これを受理し、かつ、受理の日から20業務日以内に認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならない。20業務日以内に決定をすることのできない場合には、工業及び情報化部の責任者の承認を経れば、10業務日延長することができ、かつ、期間を延長する理由を申請人に告知しなければならない。

第11条 工業及び情報化部は、第三者である技術サービス機構に委託し、専門家を

組織して新エネルギー自動車生産企業又は新エネルギー自動車製品の参入許可申請について技術審査を行わせる。審査方式には、オンサイト審査及び資料審査が含まれる。

- 2 工業及び情報化部は、新エネルギー自動車分野の専門家データバンクを確立し、その中から専門家を選定して審査チームを組成する。
- 3 第三者である技術サービス機構の技術審査に必要な期間は、前条所定の期間に算入しない。

第12条 新エネルギー自動車生産企業が参入許可を申請する場合において、同一類別の従来型自動車生産企業参入許可管理規則に従い既に審査を通過しているときは、「参入許可審査要求」中の関連要求の審査を免除する。

第13条 検査・測定機構は、工業及び情報化部の関連規定に厳格に従い新エネルギー自動車製品の検査・測定業務を展開しなければならない。無断で検査・測定要求を変更してはならない。

第14条 審査を通過した新エネルギー自動車生産企業及び製品については、工業及び情報化部が「公告」を通じて発布する。

- 2 この規定所定の条件又は標準に適合しない新エネルギー自動車生産企業及び製品については、工業及び情報化部は、「公告」に掲げない。
- 3 新エネルギー自動車生産企業は、「公告」に記載された許可要求に従い新エネルギー自動車製品を生産しなければならない。

第15条 新エネルギー自動車生産企業は、新エネルギー自動車製品出荷合格証の管理を強化し、及び使用を規範化し、出荷合格証及びその情報が実際製品と唯一に対応し、一致を保持する旨を確保しなければならない。

第16条 新エネルギー自動車生産企業は、新エネルギー自動車製品アフターサービス承諾制度を確立しなければならない。アフターサービス承諾には、新エネルギー自動車製品品質保証承諾、アフターサービス項目及び内容、スペアパーツ提供及び品質保証期間、アフターサービス過程において問題を発見した際のフィードバック、部品（例えば電池）回収並びに製品品質、安全又は環境保護等の重大な問題が発生した際の対応措置及びクレーム処理等の内容が含まれ、かつ、当該企業のウェブサイトにおいて社会に対し発布しなければならない。

第17条 新エネルギー自動車生産企業は、新エネルギー自動車製品運行安全状態モニタリング・プラットフォームを確立し、新エネルギー自動車製品ユーザーとの合意に従い、販売済新エネルギー自動車製品の全部の運行安全状態についてモニタリングを行わなければならない。企業のモニタリング・プラットフォームは、地方及び国の新エネルギー自動車普及・活用モニタリング・プラットフォームとリンクしなければならない。

- 2 新エネルギー自動車生産企業及びその業務人員は、新エネルギー自動車製品運行安全状態情報を適切に保管しなければならない。漏洩し、改ざんし、毀損し、売却し、又は他人に対し不法に提供してはならず、かつ、製品運行安全状態と関係のない情報をモニタリングしてはならない。

第18条 新エネルギー自動車生産企業は、製品の全ライフ・サイクル内において、個別の新エネルギー自動車製品のために档案を確立し、自動車の使用、維持・保護及びメンテナンス状況を追跡記録し、新エネルギー自動車動力電池のトレーサビリティ情報管理を実施し、動力電池の回収利用状況を追跡記録しなければならない。

- 2 新エネルギー自動車生産企業は、新エネルギー自動車製品の技術状況、故障及び主要問題等の運行状況について、分析及び総括を行い、年度報告（付属書6を参照

する。)を編成しなければならない。年度報告は、新エネルギー自動車製品の全ライフ・サイクル内において档案として保存し検査に備えなければならない。

第19条 新エネルギー自動車生産企業が参入許可を申請した新エネルギー自動車製品の類別若しくは動力システム（プラグイン・ハイブリッド動力、純電動及び燃料電池等を含む。）が既に「公告」に掲げられた新エネルギー自動車製品と異なり、又は生産所在地を増加し、若しくは変更する場合には、工業及び情報化部に対し第8条に掲げる資料を提出しなければならない、原則としてオンサイト審査を行わなければならない。

2 プラグイン・ハイブリッド動力自動車又は燃料電池自動車製品の参入許可を取得した新エネルギー自動車生産企業が同一類別の純電動自動車製品の参入許可を申請する場合には、資料審査のみを行う。

第20条 新エネルギー自動車生産企業は、「参入許可審査要求」及び生産一致性等の関連規定を持続的に満たし、新エネルギー自動車製品安全保障システムの正常な運行を確保しなければならない。

第21条 新エネルギー自動車生産企業は、新エネルギー自動車製品に安全、環境保護又はエネルギー節約等の重大な問題が存在することを発見した場合には、直ちに関連製品の生産及び販売を停止し、措置を講じて整頓・是正を行い、かつ、遅滞なく工業及び情報化部並びに関連する省、自治区又は直轄市の工業及び情報化主管部門に対し報告しなければならない。

第22条 工業及び情報化部は、新エネルギー自動車生産企業の「参入許可審査要求」保持状況、生産一致性状況及びモニタリング・プラットフォーム運行状況等について監督・検査を行わなければならない。検査方式には、資料審査、実地検証、市場サンプリング及び性能検査・測定等が含まれる。

2 省、自治区又は直轄市の工業及び情報化主管部門は、当該行政区域内の新エネルギー自動車生産企業の生産状況及びモニタリング・プラットフォーム運行状況について監督・検査を行わなければならない。新エネルギー自動車生産企業について「参入許可審査要求」に掲げられた要求に重大な変化が生じ、生産管理に重大な安全に係る隠れたリスクが存在し、又は違法行為をした等があることを発見した場合には、遅滞なく工業及び情報化部に対し報告しなければならない。

第23条 新エネルギー自動車製品の生産を12か月以上停止した新エネルギー自動車生産企業については、工業及び情報化部は、特別公示を行う。

2 特別公示を経た新エネルギー自動車生産企業が生産を回復する前に、工業及び情報化部は、当該企業が「参入許可審査要求」を保持する状況について検証を行わなければならない。

第24条 工業及び情報化部は、新エネルギー自動車生産企業信用データバンクを確立し、企業が生産一致性要求に違反し、申請資料につき虚偽を弄し、又は行政処罰された等の状況を信用データバンクに掲げる。

第25条 新エネルギー自動車生産企業が「参入許可審査要求」を保持することができず、公共安全、人身の健康又は生命・財産の安全に係る隠れたリスクが存在する場合には、工業及び情報化部は、当該企業に生産及び販売活動を停止するよう命じ、かつ、直ちに是正するよう命じなければならない。

第26条 新エネルギー自動車生産企業が破産し、又は自由意思により新エネルギー自動車製品の生産を終了する場合には、工業及び情報化部は、その相応する新エネルギー自動車生産企業又は製品の参入許可を取り消し、又は抹消しなければならない。

第 27 条 関係状況を隠ぺいし、又は虚偽資料を提供して新エネルギー自動車生産企業又は新エネルギー自動車製品の参入許可を申請した場合には、工業及び情報化部は、これを受理せず、又は参入許可を与えず、かつ、警告を科する。申請人は、1 年内において再度参入許可を申請してはならない。

2 欺罔又は賄賂等の不正な手段により新エネルギー自動車生産企業又は新エネルギー自動車製品の参入許可を取得した場合には、工業及び情報化部は、当該新エネルギー自動車生産企業又は製品の参入許可を取り消さなければならない。申請人は、3 年内において再度参入許可を申請してはならない。

第 28 条 新エネルギー自動車生産企業が工業及び情報化部の「公告」に掲げられていない新エネルギー自動車モデルを無断で生産し、又は販売した場合には、工業及び情報化部は、「道路交通安全法」第 103 条第 3 項の規定によりこれを処罰しなければならない。

第 29 条 既に参入許可を取得している新エネルギー自動車完成車生産企業は、この規定に従い改造を行い、かつ、この規定の施行日から 6 か月内にこの規定を満たす審査計画を報告・送付し、24 か月内に審査を通過しなければならない。当該企業が参入許可を取得した時に既に審査された関係内容については、審査を免除する。

2 新エネルギー自動車のシャーシーを自ら製造して自ら使用する改装類乗用車生産企業は、改造を通じて、商用車生産企業参入許可管理規則の関係する乗用車シャーシー生産参入許可条件を満たした後に、新エネルギー自動車完成車生産企業参入許可を申請することができる。新エネルギー自動車のシャーシーを自ら生産して自ら使用する改装類専用車生産企業は、国の関係する投資管理規定に従い完成車投資プロジェクト手続を完了し、商用車生産企業参入許可管理規則の関係する参入許可条件を満たした後に、新エネルギー自動車完成車生産企業参入許可を申請することができる。新エネルギー自動車のシャーシーを自ら製造して自ら使用する改装類乗用車又は改装類専用車生産企業は、この規定の施行日から 6 か月内にこの規定を満たす審査計画を報告・送付し、24 か月内に審査を通過しなければならない。

3 期間を徒過して審査を通過しなかった場合には、「参入許可審査要求」を保持することができなかつたものとみなす。

第 30 条 新エネルギー自動車生産企業が生産している新エネルギー自動車製品は、この規定の施行日から 6 か月内に、「新エネルギー自動車製品特定検査項目及び根拠標準」に適合しなければならない。

第 31 条 新規設立純電動乗用車生産企業は、同時に「新規設立純電動乗用車企業管理規定」を満たさなければならない。

第 32 条 この規定は、2017 年 7 月 1 日からこれを施行する。2009 年 6 月 17 日に工業及び情報化部が発布した「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入許可管理規則」(工産業[2009]第 44 号)は、同時にこれを廃止する。この規定の施行前に発布された関係規定がこの規定と一致しない場合には、この規定を基準とする。

- 付属書：1 新エネルギー自動車生産企業参入許可審査要求（省略）
2 企業集団下部所属企業の参入許可審査要求（省略）
3 新エネルギー自動車製品特定検査項目及び根拠標準（省略）
4 新エネルギー自動車生産企業参入許可申請書（省略）
5 新エネルギー自動車製品主要技術パラメーター表（省略）
6 新エネルギー自動車年度報告（省略）

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)